

小型無人機等飛行禁止法の改正について（令和８年７月１４日施行）

令和８年７月１４日から、小型無人機等飛行禁止法の一部改正が施行されます。

今回の改正により、自衛隊基地などの対象施設の周辺地域（いわゆるイエローゾーン）が約３００メートルから約１０００メートルへ拡大されます。

対象施設及びその周辺地域では、小型無人機（ドローン等）の飛行が法律により禁止されています。飛行を予定されている方は、飛行場所が対象施設の周辺地域に該当しないか、事前にご確認をお願いいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。